

令和5年11月1日

告示第143号

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御船町中小企業等振興条例（令和5年条例第33号）第4条第2号に規定する施策の基本方針に基づき、御船町（以下「町」という。）で創業する者や新分野に進出する者に対する補助金の交付に関し、御船町補助金交付規則（昭和53年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに町において事業を開始すること、又は事業を営んだことのない個人が新たに法人を設立し、町において事業を開始することをいう。
- (2) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業日を、法人にあつては登記簿謄本（全部事項証明書）及び定款に記載された設立日をいう。
- (3) 創業支援事業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定による認定を受けた御船町創業支援事業計画（平成27年総務大臣及び経済産業大臣認定）における創業支援機関をいう。
- (4) 新分野 既に営んでいる事業とは異なる業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の小分類・細分類に規定する業種間の異動は含まない。）をいう。
- (5) みなし大企業 発行株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業及び大企業の役員又は職

員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町において創業を希望する者又は新分野に進出する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、みなし大企業及び農林漁業者は対象外とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 創業する者にあつては、補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から1年を経過しない者
- イ 新分野に進出する者にあつては、交付の決定を受けた後に当該分野の事業に着手する者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 個人事業者にあつては、補助事業の完了までに町を本店所在地としている者
- イ 法人にあつては、事業完了までに町を本店所在地とした法人登記が行われている者

(3) 業種にあつては、日本標準産業分類の大分類I-卸売業、小売業、大分類M-宿泊業、飲食サービス業、大分類N-生活関連サービス業、娯楽業、大分類O-教育、学習支援業、その他商店街の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると町長が認める業種であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

(5) 市町村税を滞納していない者

(6) 創業する者にあつては、過去にこの要綱に基づく創業による助成を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を営む者は、補助対象者とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第

122号)の規定により許可又は届出を要する事業

(2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

(3) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新たな需要や雇用を創出する事業

(2) 事業に独創性又は新規性のある事業

(3) 町の事業所等と取引を行うことにより、地域産業への波及効果が期待できる事業

(4) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社が行う事業

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業

(4) 法令等に違反する事業

(5) その他町長が補助金の交付を適当でないと判断する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象経費のうち別表第2に掲げる経費に該当する場合は、補助の対象としない。

2 補助対象経費について、創業する者にあつては、創業日前1年間の経費を補助の対象とすることができるものとし、新分野に進出する者にあつては、補助金の交付決定日前の契約に係る経費は、補助の対象としない。

3 前2項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から同一の補助対象経費について、この補助金と趣旨を同じくする補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を差し引いたものを補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、当該年度の末日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 税務署に提出した開業届書の写し(個人事業主の場合)
- (4) 法人登記に係る登記事項証明書(全部事項証明書)及び定款(法人の場合)
- (5) 補助対象経費の見積書の写し又はこれに代わるもの
- (6) 所得税の確定申告書の写し又は決算書の写し(新分野申請者の場合)
- (7) 市町村税の未納がない証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し交付することの可否について決定し、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付決定通知書(様式第4号)又は御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第10条 補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画書又は収支予算書の支出の区分間の配分を変更しようとするときは、御船町創業・新分野チャレンジ事業計画等変更承認申請書（様式第6号。以下「計画変更申請書」という。）により、町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額が変更にならないもの又は事業計画書の内容の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の計画変更申請書の内容を審査し、その結果を御船町創業・新分野チャレンジ事業計画等変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は第7条に定める補助対象期間までのいずれか早い日までに、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
 - (2) 領収書等の支払金額が分かる書類の写し
 - (3) 店舗、敷地等の位置図、平面図及び現況写真（内部及び外部）
 - (4) 補助事業の完了が分かる写真（機械、機器等の導入及び更新の場合を含む。）、履行が確認できる書類等
 - (5) 工事費用内訳書（工事を伴う場合）
 - (6) 事業所賃借金額が確認できる書類（賃借がある場合）
 - (7) 補助事業完了後の事業所の内部及び外部の写真（工事を伴う場合）
 - (8) 事業所の開設に当たって法令等に基づく許認可等を受ける必要がある場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類（許認可が必要な業種の場合）
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、審査又は調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金請求書（様式第11号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から5年間とする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

- （1） 虚偽の申請又は事業計画の目的と著しく異なる活動を行ったとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （4） 補助金交付決定日から当該年度の末日までに補助事業が完了しないとき。
- （5） その他町長の指示に従わなかったとき。

（事業状況報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業

の成果に係る毎年度の状況について、創業・新分野チャレンジ事業応援補助金状況報告書（様式第12号）により町長に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の当該財産に関して定める期間内に、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

区分	経費内容
申請書類の作成等に係る経費	開業及び法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請書類作成経費
改修費・設備費	<p>1 店舗・工場・事務所の用途に使用するための外装、内装、外構、駐車場整備工事に係る経費</p> <p>※ 住居と兼用の場合は、住居部分を除く面積を対象とする。</p> <p>2 店舗・工場・事務所で使用する機械、工具、器具、備品等の購入費用</p> <p>※ 1件の購入費用は3万円以上の物とする。</p> <p>3 車両等の動産をその事業用途のみに用いるために必要な設備を改造する経費</p> <p>4 ソフトウェア使用权（補助対象期間分のみに限る。）</p>
知的財産権等関連経費	<p>当該補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標含む。）の取得に要する弁護士費用</p> <p>※ 補助事業完了までに出願手続及び費用の支払が完了しているもの</p> <p>※ 出願人は、補助事業者本人（法人の場合は法人名義に限る。）</p>
広報費	<p>1 ウェブサイトの作成費用及び更新費用（補助対象期間内分に限る。）</p> <p>2 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会等の出展に係る出展料、配送</p>

	料等 3 ダイレクトメールの郵送料
事業所賃借費	事業所の借入に要する経費（敷金、礼金、 駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額 賃借料。）

別表第2（第5条関係）

補助対象とならない経費

区分	経費内容
申請書類の作成等に係る経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 商号の登記、会社設立登記、登記事項変更に係る経費 2 定款認証料 3 その他官公庁に対する各種証明書類取得費用（印鑑証明等）
改修費・設備費	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗・工場・事務所を新築、増改築又は購入（中古含む。）する場合の経費 2 リース・レンタル料 3 車両及び船舶等の購入費 4 既に導入しているソフトウェアの更新料 5 古い機械の撤去、廃棄費用
知的財産権等関連経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 他者からの知的財産権の買取り費用 2 特許庁に納付される出願料、審査請求料、特許料等 3 補助事業者本人又は法人以外の外部の者と共同で申請を行う場合の経費 4 知的財産権の取得について、他の制度の補助等の支援を受けることができるもの

<p>事業所賃借費</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 2 事業に直接関係のない店舗、事務所及び駐車場の賃借料 3 火災保険料及び地震保険料 4 本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る事業所借入費 5 第三者に貸与する部屋等の賃借料
<p>その他の経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 求人広告費 2 消耗品（事務用品、衣類・食器等の消耗品に類する費用、新聞等購読料等） 3 通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）及び光熱水費 4 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用 5 プリペイドカード、商品券等の金券購入費 6 団体等の会費及びフランチャイズ契約に伴う加盟・一括広告費 7 自動車等車両の修理費、車検費 8 パソコン、タブレット、カメラ、スマートフォン、携帯電話の購入費 9 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 10 本人又は法人が所有する店舗・工場・事務所・駐車場を使用する場合

	<p>の公租公課（消費税含む。）、各種保険料</p> <p>11 支払のための銀行等の振込手数料</p> <p>12 借入金などの支払利息</p> <p>13 本人及び従業員が取得する資格等に係る経費</p> <p>14 謝金</p> <p>15 旅費</p> <p>16 マーケティング経費</p> <p>17 外注費</p> <p>18 委託料</p> <p>19 他の事業との明確な区分が困難である経費</p> <p>20 汎用性があるもの、また、その事業用途以外の目的に使用できるものに係る経費</p> <p>21 公的な資金の使途として、社会通念上不適切な経費</p>
--	---

別表第3（第6条関係）

補助金額

	補助金額	加算条件1	加算条件2
創業	補助対象経費と認められる経費の2分の1以内とし、500,000円（加算条件を満たせば最大1,500,000円）を上限額とする。 ただし、事業所賃貸費については月額50,000円を上限額とする。	認定支援機関の創業スクール等を受講し、「修了証書」の発行を受けた者は、補助金額に500,000円を加算する。	都市計画区域外にて創業した者は、補助金額に500,000円を加算する。
新分野	補助対象経費と認められる経費の2分の1以内とし、500,000円を上限額とする。 ただし、事業所賃貸費については月額50,000円を上限額とする。		

※同一の補助対象者への創業に対する補助金の交付は、1回限りとする。

※同一の申請者による新分野の申請は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間は申請できないものとする。

※消費税及び地方消費税は含まないものとする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

御船町長 様

住所

申請者 氏名

電話

※自署又は記名押印してください。

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付申請書

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金の交付を受けたいので、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第8条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

添付資料

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 税務署に提出した開業届書の写し（個人事業主の場合）
- 4 法人登記に係る登記事項証明書（全部事項証明書）及び定款（法人の場合）
- 5 補助対象経費の見積書の写し又はこれに代わるもの
- 6 所得税の確定申告書の写し若しくは決算書の写し（新分野申請者の場合）
- 7 市町村税の未納がない証明書
- 8 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

年 月 日

氏名

1 補助の分類

創業 新分野（いずれかにチェックを入れてください。）

2 創業（新分野）予定住所

3 創業（新分野）の動機

--

4 業種（日本標準産業分類の中分類の事業を確認し、記入してください。）

創業する際の業種または現在の業種		新分野の業種 <small>（新分野進出の方のみ記入してください。）</small>	
------------------	--	---	--

5 事業者の略歴、事業実績等

年 月	内 容
過去の事業経験	<input type="checkbox"/> 事業経験なし。 <input type="checkbox"/> 事業を経験しており、現在も行っている。 <small>（事業実施時期： 年 月 日～ 年 月 日）</small>

6 事業の説明

申請者が行おうとしている事業の独創性、実現性、計画性について記載してください。	
行おうとしている事業が、雇用者数、地域資源活用、外貨獲得、地域への波及効果など、御船町の発展にどのような効果をもたらすかを記載してください。	

7 資金調達方法

調達方法	金額
自己資金	千円
金融機関からの借入れ <small>(金融機関名及び運転資金、設備資金の内訳を記入してください。)</small>	運転資金 千円 設備資金 千円
他財源	千円
合計	千円

8 事業見通し

	創業時 (千円/年)	3年後 (千円/年)	根拠
売上高①			
売上原価②			
経費	人件費		
	家賃		
	支払利息		
	その他		
会計③			
利益①－②－③			

【御船町商工会記入欄】

本事業計画書は、御船町商工会指導のもと作成されており、上記内容に相違ないことを証します。

年 月 日

御船町商工会 経営指導員

印

知的財産権等関連経費		
広告費		
事業所賃借費		
その他の経費		
合計		

区分の欄が不足する場合は、利用しない区分の欄を削除してください。それでも不足する場合は、別途任意様式を準備し、記載してください。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金については、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

【注意事項】

- 1 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 2 事業完了後、30日以内又は要綱第7条に定める補助対象期間までのいずれか早い日までに、実績報告を提出しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消す。
 - (1) 虚偽の申請又は事業計画の目的と著しく異なる活動を行ったとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) 補助金交付決定日から当該年度の末日までに補助事業が完了しないとき。
 - (5) その他町長の指示に従わなかったとき。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金については、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

1 補助の分類

創業 新分野

2 不交付とした理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

御船町長 様

住所

申請者 氏名

電話

※自署又は記名押印してください。

御船町創業・新分野チャレンジ事業計画等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金について、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙のとおり
- 3 変更収支予算書 別紙のとおり

※見積書等の変更内容がわかる書類を添付してください。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

御船町創業・新分野チャレンジ事業計画等変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金については、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

記

1 承認に係る補助金交付決定額（不承認の理由）

補助金交付決定額の変更あり

変更前	金	円
変更後	金	円

補助金交付決定額の変更なし

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

御船町長 様

住所

申請者 氏名

電話

※自署又は記名押印してください。

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金に係る事業を実施したので、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第11条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 収支決算書（様式第9号）
- 2 領収書等の支払金額が分かる書類の写し
- 3 店舗、敷地等の位置図、平面図及び現況写真（内部及び外部）
- 4 補助事業の完了が分かる写真（機械、機器等の導入及び更新の場合を含む。）、履行が確認できる書類等
- 5 工事費用内訳書（工事を行う場合）
- 6 事業所賃借金額が確認できる書類（賃借がある場合）
- 7 補助事業完了後の事業所の内部及び外部の写真（工事を伴う場合）
- 8 事業所の開設に当たって法令等に基づく許認可等を受ける必要がある場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類。（許認可が必要な業種）
- 9 その他町長が必要と認める書類

知的財産権等関連経費		
広告費		
事業所賃借費		
その他の経費		
合計		

区分の欄が不足する場合は、利用しない区分の欄を削除してください。それでも不足する場合は、別途任意様式を準備し、記載してください。

様式第 10 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金確定通知書

年 月 日付けで提出の実績報告書を審査のうえ下記のとおり補助金の額を確定したので、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第 12 条の規定により、通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第 11 号 (第 13 条関係)

年 月 日

御船町長 様

住所

申請者 氏名

電話

※自署又は記名押印してください。

御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金について、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 請求額 金 円
- 3 支払先

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く。)	銀行・信用金庫・信用組合 労働金庫・農協		本店・支店 本所・支所						
	預金種目	普通・当座							
ゆうちょ銀行	口座番号								
	通帳記号	1				0			
	通帳番号								
フリガナ									
口座名義人									

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※押印省略の場合には、必ず記載してください。

様式第 12 号(第 16 条関係)

年 月 日

御船町長 様

住 所

名 称

代表者

※自署又は記名押印してください。

創業・新分野チャレンジ事業応援補助金状況報告書

年 月 日付けで交付確定のあった標記の補助事業について、創業・新分野チャレンジ事業応援補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり年 月末日現在の事業状況を報告します。

記

- 1 補助金交付を受けた年度
- 2 事業の状況
- 3 直近の決算状況（詳細資料を添付してください。）